

書 評

金田章裕著 条里と村落の歴史地理学研究

大明堂 1985年6月

A5判 509ページ 5,600円

本書が刊行されてから、既に1年半余りになる。著者と評者の研究分野は、かなりの程度重なるところがあり、その上、職場を同じにした時期があって、いわば評者はたいへん近いところで著者の研究の進展を見続けてきたため、本書の持つ画期的価値については、刊行前から十分に予測できていた。そんな事情から、評者は本書の刊行と殆ど時を同じくして、是非紹介の筆を執りたいと広言したのであったが、結果は、あまりにも長いことその約束を放置し続けて今日に至ることになった。評者の怠慢のために、著者に大変失礼をし、本誌編集委員会にも大きなご迷惑をおかけしたことを、まず深くお詫びしたい。

さて、本書は、著者が京都大学における卒業論文を「砺波平野における中世開発と表土との関連についての若干の考察」と題して『人文地理』22巻4号(1970)に発表して以来15年間の、周到で精力的な研究活動の成果である十数篇の論文を中心に構成されている。いずれも発表の時点で、衝撃あるいは感銘を歴史地理学界や日本史学界に与えることの大きかった諸論文であるが、今、一書にまとめられてみると、それらがまたみごとに「日本の古代・中世の村落景観の実像がどのような状態であり、それがどのように変化して、伝統的な村落景観を形成するに至ったのか」を明らかにすることを目的とする本書の構成に沿っていて、著者の研究の見通し、あるいは視点の確かさが示されており、感じ入ってしまうのである。

各章節で具体的な考察対象となるのは条里プラン・土地利用・集落形態等である。それらは、著者がいう通り決して目新しいものでも特異なものでもない。しかし、それら「よく知られていた対象のすべてが、必ずしも正確に解明されているわけではない。周知とされていることがらや古くからの研究対象の中には、研究史の出発点以来のしがらみを背負って、証明の手続きを経していない、古い時代に形成されたイメージを保ち続けているものもある」。そこで対象のいちいちについて「その研究史をたどり、証明されていることがらと、そうでないことがらを明確に区別する」手続きをまずとり、次いで「改めて検

討が必要な事象について、個別に検討を加え、……可能な限り厳密に確認できる事実を追跡」し、確認された事実のみに基づいて、「景観発展のプロセスを改めてたどること」が本書における研究の方法であると明記される。

これは極めてきびしい研究方法ないし研究態度である。オーソドックスといえばこれほどオーソドックスな研究方法はないのであるが、怠惰な評者などは、つい忘れたふりをして見送ってしまうことも少なくない研究方法でもある。しかし、この方法のみが研究上の「発見」と研究の新展開をもたらすものであることを、著者は、各章節において執拗なまでにくり返し示して妥協しない。章節ごとに説得力のある新説が提示される本書のたぐい稀な新鮮さは、この研究方法が貫徹された結果にほかならない。以下、一部の研究例をピックアップして紹介しよう。

まず第1章で徹底的に解剖されるのは「条里プラン」である。「条里制」といってもよいのであるが、条里制の語は従来さまざまに使われてきたし、必ずしも証明の手続きがとられないまま固定観念化したイメージがこの語にはつきまわっていると、著者はあえて条里制の語を避ける。このこと一つにも、著者の姿勢が象徴的にあらわれているといえる。

さて、条里は(A)特有の地割と呼称法からなる一つのシステムであるが、それに加えて、(B)その地割と呼称法が律令制度の一部として、しかも同時に起源したという理解、(C)班田収授法と密接なかかわりのあるシステムとしてはじまったとする理解、(D)農村計画であったとする理解、なども行なわれてきた。しかし果たして(B)以下の理解は証明されていることなのか、正しい理解なのかといった点に、著者は鋭く疑いをもつのである。

そのような疑問に発して、著者は徹底的に同時代史料をさぐる。例えば現存する田図のうち最も早期の内容を伝えるものとされる天平7年(735)弘福寺領讃岐国山田郡田図には、坪界線と見てよい方格線と、しばしば一つの坪の範囲を越える小字地名的名称が記されているのみで、条・里・坪の呼称法は示されていないことを正確に目にとめる。同じ讃岐国の鵜足郡田地を示す天平勝宝9年(757)の法隆寺文書も、「上原田八段」という記載方式であって、条里呼称法の導入は認められないが、天平宝字7年

(763) 山田郡弘福寺田校出注文に至ると「八条九里卅一池田一段百六十歩」というふうに表現されており、上記田図の段階(735年の段階)で1町方格地割が記載の通りに存在していたとすれば、地割が先行し、757年から763年までの間に呼称法が導入されて、地割と呼称法から成る条里プランが完成したことになる、というように著者は考える。同じ手法が史料で追跡可能な限りの国々に適用され、条里プランの確定は山城国の天平15年(743)の例までしか遡ることができないという史料上の事実をつきつける。ところで、上引の763年史料には、「卅一」という番号(のちの坪番)のあと、「一段百六十歩」という田積の前に「池田」という地名が記されている。これは史料中の記載の位置からいって757年の史料上の「上原田」という地名と同類のものとみられる。つまり条里呼称法導入前に田地の所在を示すため必要であった「小字地名的名称」が、条里呼称法導入後も名残りをとどめている例である。そして、この段階を経て、不要になった小字地名的名称が落とされ、条里坪付のみ表示される方式に移行するが、その史料上の初見は、延暦19年(800)の山城国の条里文書であった。実は条・里につづく坪相当の序数のあとに確かに「坪」の字が用いられたことが判明する最初の例もこの文書であって、いわば条里坪呼称の完全に整った形への移行が8世紀末になされたことを示唆する。

このようなプロセスでもって導入され定着していったとみられる条里呼称法であるが、定着のプロセスが完了するかしないうちに、一方で早くもその崩壊へのプロセスが始まっていたことを、著者は的確に見抜く。そのことを示す早い証拠の一つが、天慶3年(940)の筑前国徳浪郡条里坪付文書にみえる、「(阿自井図三里)二坪五段字椿田」の記載である。この末尾の「字」は、田地の「坪内位置を示す必要に応じて生じたものである可能性が高い」もので、「面積の次に記されている記載様式からみても前述の小字地名的名称とは異なる」ものであることを指摘する。10世紀になって史料にあらわれはじめたこの「字」こそが、今日につながる小字地名であり、プロセスとしては、条里の坪ごとの小字名併記の段階(大和の例では、文永2年(1265)頃の「乙木荘条里坪付図」の段階)を経て、条里坪呼称の消滅・小字地名だけによる表記(坪呼称の一部が小字化したものも含めて)という方式(明応6年(1497)「大

和国箸喰荘差図」などの段階)への移行があったことを、著者は説くのである。

以上、書評という形式にふさわしくないほどに史料を引用しながら、著者の再構成した条里プランの完成・定着・崩壊プロセスをなぞったのは、先にも述べたように、著者がしつこいまでに史料に依拠し、史料を並べ、史料を読むことによって確かめ得ることのみに基づいて対象の本当にあった姿をとらえて行こうとする姿勢を例示したかったからである。そして、このように条里プランの成立・崩壊過程が跡づけられた結果、従来の理解の変更を迫られることになったことが少なくない。

班田収授法とのかかわりに関する理解の修正の必要は、その一つである。8世紀中葉に導入された条里呼称法が、7世紀から既にはじまっている班田の実施、それに伴う口分田所在表示と直接かかわったということではできず、「条里呼称法の導入は、養老7年(723)以来の三世一身法、天平15年(743)以来の墾田永年私財法が、私領としての墾田の増大を招き、それらと口分田等との区別・確認の必要性を高めたことと関連すると考えられる」という著者の解釈が、妥当性をもって響くのである。

また、条里の里呼称の史料上の初見が743年であることを明示したことによって、条里の里と里制・郷里制の里との関係がたいへんはっきりとした。里制から郷里制への変化が霊龜元年(715)、そして郷里制から郷制への移行が天平11年(739)末から翌12年6月の間であったことは、著名な岸氏説等で明らかになっているが、条里の里は、上のようにして里が行政区画単位名称でなくなったあと、その文字をとり込んで使うようになったらしいことが判明したわけである。同じ文字を異なる意味内容をもったものの呼称として、同時に使うというのは、考えてみれば混乱を生じることが多く不都合である。そうは思いつつ、条里の里と郷里制の里とは、同時に存在したと考えざるを得ないというふうに、漠然と意識していた趣が強い。そういうあいまいさを著者の史料に対する姿勢がとり払ってくれた点は、まだいくつかある。条里の1町方格にはっきりと「坪」の文字が使われるようになるのが史料上8世紀最末の時点であったことは先に紹介したが、その少し前に、都では、最小の区画単位を「坪」と呼ぶ(平城京)ことから「町」と呼ぶ(長岡京・平安京)ことへの変化を終えており、都で使われなくなったあとで、

その「坪」呼称が条里にとり入れられたらしいことを、著者の眼は見逃していないのである。

条里呼称法の成立・崩壊プロセスの跡づけにはじまった本書第1章で著者は、なお、条里の里がなぜ方6町なのか、なぜ方360歩なのかという難問に挑戦し、また、里区画の性格と機能に触れ、それが後の村境に受けつがれるような実質的意味をもつようになるのはいかなる契機によるのか、という点をていねいに示すなど、条里坪のもつさまざまな側面に解明の光をあてている。

以上、第1章をめぐる、著者の研究の手法をなぞって見、それがいかに多くの研究上の実りをもたらす王道であるかに触れた。本書の構成は、このあと、第2章が「開発と条里プラン」、第3章が「条里プランと土地利用」、第4章が「古代中世の村落形態とその変遷」というふうに続く。どの章にも、第1章にまさるともおとらぬ新見解が満ちている。特に第4章は、古代集村→中世に向けての散村化→中世後期における集村化という通説的図式に対して、奈良・平安期の村落は散村・小村・疎塊村であって、これらがやがて集村化して行くこと、しかも、その集村化は決して従来いわれていたように中世のみの

現象ではなく、早くも平安時代後期にその進行が認められることなどのみごとに新説を披露した章にはかならない。いうまでもなく、『平安遺文』に所収の家地売券類の実にていねいな検討に基づく著者独特の手法が魅力的にくりひろげられているが、先にこの章の柱をなす論文が『史林』の1971年分に掲載されたのちしばらくして、拙著『歴史の空間構造』にて著者説に触れたこともあるので、ここでは割愛したい。

以上、評者は、本書の全体的な内容構成を紹介するという立場はとらなかった。先に述べたように、評者は、著者の丁寧・執拗な手法に学ぶことの大切さを主として力説したいと思ったからにほかならない。この手法によって解き明かされ、再構築された歴史地理的事実ほど有用・雄弁なそれはないことを重ねて強調したい。

条里という長年にわたる研究対象であったものの持つ意味内容が大幅に変わり、村落史という、これまで歴史地理学における長い間の研究対象の理解を大きく書きかえることを迫る、いわば記念碑的力作の出現を喜びたい。

(足利健亮)